（許可申請が不要な工事）

| 区分 | | 他法令等チェック事項  （該当する事項に ☑ を付けてください。) | |
| --- | --- | --- | --- |
| 法令等 | 工事内容 |
| 許可申請が不要な工事 | 災害発生のおそれがないと  認められる工事 | 下記に記載する工事に該当しない。 | |
| 鉱山保安法 | ・　鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等） |
| 鉱業法 | ・　鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等） |
| 採石法 | ・　採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） |
| 砂利採取法 | ・　砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） |
| 土地改良法 | ・　土地改良法に基づく土地改良事業（農業用用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業 |
| 火薬類取締法 | ・　火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 |
| 家畜伝染病予防法 | ・　家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | ・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 |
| 土壌汚染対策法 | ・　土壌汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 |
| 放射性物質汚染対処特別措置法 | ・　放射性物質汚染対処特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 |
| ― | ・　森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 |
| ― | ・　許可の対象となる規模要件の内、高さ要件には該当しないもので、高さ2m以下かつ厚さが30cm以下の盛土・切土の箇所を除外して盛土・切土をする面積を算定した時に500㎡を超えない工事 |
| 許可の特例 | 下記に記載する工事に該当しない。 | |
| 都市計画法 | ・　都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けた工事 |

**許可申請書類一覧**

（要否欄が「※」とされている書類は、条件を満たす場合に添付が必要）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 綴り順 | チェック  (✓) | | | 書類名称  附属書類 | | 要否 | チェック事項  （添付が不要な項目を除き、 ☑ を付けてください。) | |
|  |  | | | 申請書類チェックリスト(参考様式１号) | | 必須 | 申請書類は本紙の綴り順どおりに並べ項目ごとインデックスを添付している。（インデックスは添付書類に直接貼り付けず、仕切り紙に添付） | |
|  | | | 技術的基準適合チェックリスト(参考様式３号) | | 必須 |  | |
|  | | | 申請書(省令様式第２) | | 必須 | 第12条第１項(宅地造成等工事規制区域)・第30条第１項(特定盛土等規制区域)の記載について該当しない規定を抹消してある。(2種類の規制区域に跨る場合には、第12条第１項の規定を適用)  盛土又は切土の面積は下記のルールを遵守し算定されている。  ・　地下埋設物等の設置のための掘削は切土に含んでいない。  ・　舗装構成(舗装、路盤、路床)の設置箇所は盛土・切土に含んでいない。  ・　四方の土地より低い窪地を埋め立てる箇所は盛土に含んでいない。  ・　厚さ30cm以下の盛土・切土を面積に含んでいる。  静岡県収入証紙が添付されている。  　 ・ 盛土又は切土の面積に応じた金額となっている。  　 ・ 証紙を貼付けた用紙には、工事主、工事を施工する土地が明記されている。  申請書の提出を工事主以外が行うときは、委任されている権限が正しく記載された委任状が添付されている。  法人役員住所氏名・土地の所在地及び地番を別紙参照とした場合、申請書の後ろに別紙を添付している。 | |
| １ |  | | | 位置図 | | 必須 | (詳細　申請の手引き　第2編　第３ 許可申請に必要な書類等　図面の詳細)  図面に記載すべき事項は全て記載されている。 | |
| ２ |  | | | 工程表 | | 必須 | 特定工程に係る工事がある場合はその施工時期を明示している。 | |
| ３ |  | | | 工事をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真及び撮影位置図 | | 必須 | 撮影位置図に撮影した位置・方向・日時を記載している。 | |
| ４ |  | | | 住民周知措置実施報告書(細則様式２号) | | 必須 | 実施方法に合わせて必要な書類が添付されている。 | |
| 説明会  書面配布 | ⇒ 説明に使用した資料  周知をした範囲を示した書類　 議事録  ⇒ 配布した資料  周知をした範囲を示した書類 |
| 掲示板  ・ネット掲示 | ⇒ 掲示をした資料  掲示の状況が確認できる写真  掲示箇所を示した書類  ウェブページを印刷したもの |
|  | | | 住民周知措置チェックリスト(参考様式９号) | | 必須 |  | |
| ５ |  | | | 工事施行者の能力を証する書類(細則様式４号) | | 必須 | 建設業法による建設業の許可等を持つ者は当該許可証等の写しを添付している。 | |
|  | | | 工事施行者の登記事項証明書(法人の場合)又は住民票の写し(個人の場合) | | 必須 | 登記事項証明書(「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可)又は住民票の写しは申請日の前３ヶ月以内に取得している。  住民票の写しを個人番号カードの写しに代える場合は、個人番号が掲載されていない。（表面のコピーのみ添付している。） | |
| ６ |  | | | 土地調書(参考様式６号) | | 必須 | 工事に関連して一体的に利用する全ての土地を記載し、同意が必要な権利を所有する全ての者を記載している。 | |
|  | | | 土地権利者同意書(参考様式５号) | | 必須 | 同意が必要な権利を所有する全ての者の同意書(又は必要な事項が記載された同意を得たことを証する書類)を添付している。 | |
|  | | | 工事に関連して一体的に利用する全ての土地の登記事項証明書 | | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。(登記事項要約書や「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可) | |
|  | | | 工事に関連して一体的に利用する全ての土地の公図の写し | | 必須 | (詳細　申請の手引き　第2編　第３ 許可申請に必要な書類等　図面の詳細)  公図は申請日前３ヶ月以内に取得している。 | |
| ７ |  | | | 図面を作成した者が必要な資格を有する者であることを証する書類 | | ※ | (詳細　申請の手引き　第2編　第４ 審査　６ 設計者の資格　資格一覧)  該当する設計者の資格に対応する提出書類が添付されている。  ※下記のいずれかに該当する場合に必要  ・　高さが５ｍを超える擁壁を設置する  ・　盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡超える土地において排水施設を設置する | |
| ８ |  | | | 資力信用確認書類【法人の場合】 | | | | |
|  | 登記事項証明書 | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。(「登記情報提供サービス」にて閲覧できる登記情報を印刷した書類でも可) | |
|  | 役員全員の住民票の写し | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。  個人番号が掲載されていない。（個人番号カードの写しを代わりに添付する場合は、表面のコピーのみ添付している。） | |
|  | 直前３年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | 必須 |  | |
|  | 直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表 | 必須 |  | |
|  | 信用に関する申告書(細則様式３号) | 必須 |  | |
|  | 資金計画書(省令様式３) | 必須 | 残土処分収入を見込んでいる場合、単価の算定根拠が添付されている。  調整池等の防災施設を設置する場合、維持費（しゅん渫費）等が適切な回数分計上されている。 | |
|  | 融資証明書 | 必須 | 資金計画書の裏付けとして必要なもの書類を添付している。 | |
|  | 預貯金残高を証する書類 |
|  | その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類 |
|  | 資力信用確認書類【個人の場合】 | | | | | | |
|  | | | 住民票の写し | 必須 | 申請日前３ヶ月以内に取得している。  個人番号が掲載されていない。（個人番号カードの写しを代わりに添付する場合は、表面のコピーのみ添付している。） | |
|  | | | 直前３年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 | 必須 |  | |
|  | | | 信用に関する申告書(細則様式３号) | 必須 |  | |
|  | | | 資金計画書(省令様式３) | 必須 | 残土処分収入を見込んでいる場合、単価の算定根拠が添付されている。  調整池等の防災施設を設置する場合、維持費（しゅん渫費）等が適切な回数分計上されている。 | |
|  | | | 融資証明書 | 必須 | 資金計画書の裏付けとして必要なもの書類を添付している。 | |
|  | | | 預貯金残高を証する書類 |
|  | | | その他の盛土等に要する資金を調達することができることを証する書類 |
| ９ |  | | 構造計算書 | | | | | |
|  | | 擁壁等の構造計算書 | ※ | ※鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に必要  ※原地盤の土質定数の設定根拠資料（土質試験等） | |
|  | | 地盤の安定計算書 | ※ | ※安定計算を要する盛土を施工する場合に必要 | |
|  | | 防災施設構造計算書 | ※ | ※構造計算を要する防災施設を設置する場合に必要 | |
|  | | 排水施設流量計算書 | 必須 |  | |
| 10 |  | | 河川管理者等の同意を証する書類 | | | ※ | 河川占有・道路占有等の許可又は工事を行う土地の区域からの雨水の排水について、放流先の施設管理者と調整池の設置の有無等を含め協議し、同意を得たことがわかる書類（協議記録等）を添付している。  ※宅地造成・特定盛土等に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合に必要 | |
| 11 |  | | 大臣認定擁壁を証する書類 | | | ※ | ※政令第17条に係る擁壁を用いる場合に必要 | |
| 1２ |  | | 図面 | | | 必須 | (詳細　申請の手引き　第2編　第３ 許可申請に必要な書類等　図面の詳細)  図面に記載すべき事項は全て記載されている。 | |
|  | | 地形図（現況平面図） | 必須 |  | |
|  | | 土地の平面図 | 必須 | 申請書類の面積と一致する。【10工事の概要（ロ）】 | |
|  | | 土地の断面図 | 必須 | 申請書類の高さと一致する。【10工事の概要（イ）（ト）（チ）】 | |
|  | | 排水施設の平面図 | 必須 | 申請書の記載と一致する。【10工事の概要（へ）】 | |
|  | | 排水施設の平面図  (排水流域図) | 必須 |  | |
|  | | 崖の断面図 | ※ | ※　崖が発生する場合に必要  申請書の記載と一致する。【10工事の概要（ト）】 | |
|  | | 擁壁の断面図 | ※ | ※　擁壁を設置する場合に必要  申請書の記載と一致する。【10工事の概要（二）】 | |
|  | | 擁壁の背面図 | ※ | ※　擁壁を設置する場合に必要 | |
|  | | 崖面崩壊防止施設の断面図 | ※ | ※　崖面崩壊防止施設(詳細　申請の手引き　第3編　第４ 崖面崩壊防止施設に関する技術的基準)を設置する場合に必要  申請書の記載と一致する。【10工事の概要（ホ）】 | |
|  | | 崖面崩壊防止施設の背面図 | ※ | ※　崖面崩壊防止施設を設置する場合に必要 | |
|  | | 求積図 | 必須 | 申請書類の面積と一致する。【５土地の面積、10工事の概要（ロ）】 | |
|  | | 防災計画平面図 | ※ | ※　防災施設を設置する場合に必要  申請書の記載と一致する。【10工事の概要（リ）～（ヌ）】 | |
|  | | 防災施設構造図 | ※ | ※　防災施設を設置する場合に必要 | |